相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区神明町一丁目三二番地、最後の住所東京都大田区大森西四丁目四番二一号ＮＲＥ大森弥生ハイツ
被相続人　亡　野口　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千代田有子
（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区若宮二丁目六八番地、最後の住所東京都中野区若宮二丁目七番一〇号
被相続人　亡　浅川美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号東栄八重洲ビル七階青木孝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区大和町四丁目二四七番地、最後の住所東京都府中市幸町二丁目二番五号ハイツミユキ二〇二
被相続人　亡　大河原　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階
相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市上中山甲二三六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　赤澤　秋志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
新潟市中央区医学町通二番町七四番地パンビル八〇一号室　弁護士法人パンビル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字内池九〇七番地、最後の住所滋賀県東近江市東沖野二丁目六番一二号　被相続人　亡　岡　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
滋賀県彦根市立花町二番二号三番町ビル三階しろまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田嶋明日香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字山野五〇〇番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目六番一一号　被相続人　亡　森　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
和歌山県日高郡由良町大字里二八一番地の一
相続財産管理人　司法書士　東本　慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市賀田町六四四番地、最後の住所和歌山市太田六五二番地
被相続人　亡　家崎みさか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
和歌山市六番丁二四ニッセイ和歌山ビル九階
相続財産管理人　弁護士　松原　敏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市東出雲町春日一八七番地一、最後の住所島根県松江市東出雲町春日一八七番地四　被相続人　亡　門脇　諭志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
島根県松江市北田町二〇番地一　岡崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鳥居　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町白川二丁目一九七九番地、最後の住所福岡県福岡市南区皿山四丁目一一番二五号　被相続人　亡　中島　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号読売福岡ビル四階西日本綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮地　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町一湊四四六番地、最後の住所鹿児島市武岡五丁目五一番一〇号（特別養護老人ホーム高喜苑）
被相続人　亡　堂前チカヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日
事務所　鹿児島市真砂本町三番二八号　坂本秀一朗司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　坂本秀一朗

任意清算公告

当法人は、平成二十八年四月二十五日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月十九日
三重県津市中央一〇番一八号
税理士法人横山会計事務所
社員　横山　洋子

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号該当により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日
大阪府大阪市北区南森町二丁目四番三六号
株式会社コムテックス規約型確定給付企業年金
清算人　山形　康郎

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は山口フィナンシャルグループ企業年金が承継しております。

平成二十八年五月十九日
広島県広島市中区胡町一番二四号
もみじ銀行企業年金基金
清算人　小田　宏史

第29期決算公告

平成28年5月19日
新潟県上越市藤巻9番18号
ShinEtsu 信越総合建設株式会社
代表取締役　小森善一郎

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	306,718
	固定資産	29
	合計	306,747
負債及び純資産の部	流動負債	186,774
	固定負債	9,268
	株主資本	110,705
	資本金	20,000
	利益剰余金	90,705
	利益準備金	5,300
	その他利益剰余金	85,405
	（うち当期純利益）	（11,273）
	合計	306,747